

原野商法の二次被害について

相続した山林を「1,000 万円で買い取りたい」また、「200 万円で別の土地を購入すると節税になる」と訪問業者から話があり、複数の書類にサインをし、先に 200 万円を支払いました。後日、書類を確認すると相続した山林を 800 万円で売り、別の山林を 1,000 万円で購入する契約になっており、結局お金は入ってきませんでした。

Q

値上がりの見込みがほとんどない原野や山林などを、将来値上がりするかのよう偽って販売する手口を「原野商法」といい、1970 年代から 1980 年代にかけて社会問題になりました。過去に原野商法の被害にあった人やその原野を相続した人が再び被害にあうという二次被害のトラブルが最近増えています。

「土地を買い取りたい人がいる」などという業者のセールストークをうのみにせず、その土地が所在する自治体などに土地の状況を確認するなど、契約は慎重に判断しましょう。

一度お金を支払ってしまうと、取り戻すのは困難です。困ったときは、消費生活相談窓口にご相談ください。

A

1 月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃 6 町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前 10 時～正午、午後 1 時～3 時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	1/ 8(火)、22(火)	22-1151
関ヶ原町	1/15(火)、29(火)	43-0070
養老町	1/ 7(月)、21(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	1/18(金)、28(月)	27-3111
輪之内町	1/ 4(金)、17(木)	68-0185
安八町	1/10(木)、24(木)	64-3111